

京都市男女共同参画センター
相談員募集要項

- 【職種と人数】 「女性のための相談」 相談員（臨時職員）若干名
- 【職務内容】 電話、面接での相談業務やそれに関わる事務処理等
DV、性暴力、離婚、ハラスメント等、様々な相談を含みます。
悩みや問題をジェンダーの視点で捉え一緒に考えます。
- 【応募資格】 以下のいずれかに該当する方
- ① 女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。
 - ② 臨床心理士、公認心理士、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士のうち一つ以上の資格を持ち、且つ3年以上相談業務に従事した経験のある方。
 - ③ 臨床心理士、フェミニストカウンセラーのうち、一つ以上の資格を持ち、且つ女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。
 - ④ その他、上記資格と同等と認める経歴を有する方
- *PC知識（ワード・エクセル等）を要します。
- 【勤務地】 京都市中京区東洞院通六角下る262番地
京都市男女共同参画センター内
- 週1回程度、京都市内大学相談室（学内ハラスメント相談）に出張する可能性あり。
- 【雇用期間】 2021年10月1日～2022年3月31日（契約更新あり）
*初出勤日については相談可。
- 【勤務条件】 月・火・木・金・土 で週3～4日以上勤務できる方
早番 9：45～17：30 休憩60分
遅番 13：00～20：45 休憩60分
*基本は早番ですが、1ヶ月に2～3回火曜の遅番勤務があります。
- 時給 応募資格① 1,630円
 応募資格② 1,950円
 応募資格③ 2,080円
 応募資格④ ①～③の資格に合わせた時給

- 【福利厚生】 労災保険
勤務日数に応じて、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入有
入職4か月後より勤務日数に応じて有給休暇付与
- 【その他】 交通費は実費（上限あり）
昇給・退職手当・賞与はありません。
- 【申込の手続】 「女性相談員（臨時職員）選考申込書」に必要事項を記入し、作文を添付
のうえ提出ください。作文の課題は「男女共同参画センターにおける相談
の役割」とし、A4サイズ、横書き、800～1200字程度で作成してくださ
い。
「女性相談員（臨時職員）選考申込書」はウイングス京都のホームページ
からダウンロードできます。
- <https://www.wings-kyoto.jp/>
- 【提出期間】 2021年9月11日（土）までに持参又は郵送にて（9月11日必着）
なお、提出書類は返却いたしません。
- 【選考方法】 提出書類による1次審査を行い、1週間以内に可否に関わらず電話、また
はメールにてご連絡いたします。第1次審査の通過者は第2次審査（面
接とインタビュー面談のロールプレイ）を受けていただきます。

申込書送付先／お問合せ

〒604-8147

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 総務課
電話 075-212-7490